

記入上の注意

この「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 認可保育所等入所申込書」は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、上富田町に提出してください。なお、1つの家庭から2人以上の児童が同時に入所を申し込む場合でも、児童1名につき1枚の用紙を用いてください。

1. 「代表保護者」の欄の上にある申請等に係る記載の内容を確認のうえ、家計の主宰者の氏名をご記入ください。
(押印不要) 世帯分離等で子どもの属する世帯の家計の主宰者が変更予定である場合は、変更後の見込の家計の主宰者の氏名をご記入いただいてもかまいません。また、家計の主宰者が上富田町内に住民票がない場合や転出予定の場合も、上富田町内に住民票を置かれる保護者の氏名をご記入いただいてもかまいません。
2. 「申込児童」の欄は、「年齢」には入所を希望する年度の4月1日時点の満年齢を記入してください。「障害者手帳の有無」の欄は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳について、該当するものを○で囲んでください。手帳等がある場合は、その写しを添付してください。
3. 「入所を希望する保育所等の名称」は希望する順に保育所等の名称を記入し、また、その保育所等を希望する理由(例えば、既に兄弟が入所しているため、自宅から近いため等)を記入してください。
4. 「保育の実施を希望する期間」には、小学校就学始期に達するまでの、6.の保育の実施を必要とする事由等に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。ただし、申請書は毎年提出していただく必要があり、毎年入所調整を行います。
5. 「保育を希望する時間」欄に保護者の勤務時間内の時間帯を記入された場合は“両親ともにフルタイム就労だが祖父母が送迎するため短時間保育を希望する”等の理由を用紙の余白にご記入ください。
保護者の就労時間等により、ご希望の保育時間(標準時間《11時間》保育/短時間《8時間》保育)の認定とならない場合があります。また、保育の実施を必要とする事由が求職活動である、内職での就労であるなどの場合は、短時間保育での認定となります。
6. 保育所等へ入所できる基準は下の表に掲げる場合に限られます。「保育の実施を必要とする事由等」の欄については、「就労」・「就労以外」のいずれかを○で囲み、具体的な状況を確認できる書類を添付してください。「就労」を○で囲んだ場合は保育所から勤務地までの移動に要する片道の時間を記入してください。「就労以外」を○で囲んだ場合は、その内容を下の表から選択して()内に記入してください。
7. 「在籍保育所等の名称」には、入所希望日までに入所している施設があれば記入してください。
8. 「申込児童の世帯員」の欄は、保護者(別居の場合は「備考」に住所地とともに記入して下さい)及び生計同一の親族等の全員について記入してください。申込児童本人は不要です。進学等で別世帯でも生計を共にしている兄弟や、単身赴任等で別世帯でも母(父)と婚姻関係のある父(母)がいれば記入してください。また、申込児童の他に入所希望日時点で保育所、幼稚園、認定こども園等の施設に入所見込みの者がいる場合は、当該施設名を「職業又は学校名等」欄に記入してください。
9. 「生活保護の状況」「家庭の状況」の欄は、該当する□にチェック(☑)してください。

(留意事項)

支給認定(保育の必要性の認定)及び施設への入所については、

- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間及び利用時間の希望に添えない場合
- ・ 4月新規入所において認定事務が集中し審査等に時間を要する場合は、認定結果の通知が2月となる場合等があります。あらかじめご承知ください。

保育所入所基準

保育所へ入所できる児童は、保護者(父母等)全員が次のいずれかの事情にある家庭の児童です。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 就労等(被雇用等) | 児童の保護者が事業所等に雇用され仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合 |
| (自営業等) | 児童の保護者が児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合 |
| (2) 妊 娠 ・ 出 産 | 児童の母が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合(保育期間は産前産後各8週間) |
| (3) 疾 病 ・ 障 害 | 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害を有するので、その児童の保育ができない場合 |
| (4) 介 護 等 | 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院等している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合 |
| (5) 災 害 復 旧 | 火災、風水害、震災等による被災があり、住居を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、児童の保育ができない場合 |
| (6) 求 職 活 動 | 児童の保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合(保育期間は原則2カ月間) |
| (7) 就 学 | 児童の保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合 |